

憲章 77

1976年10月13日、チェコスロヴァキア社会主義共和国法令集に、「市民的権利・政治的権利に関する国際条約」、ならびに「経済的・社会的・文化的権利に関する国際条約」が公表された。これらの条約は、共和国の名において1968年に署名され、1975年にヘルシンキにおいて確認されたものであり、1976年3月23日より、わが国で発効した。この日より、わが国の市民はこの諸条約にのっとりた権利を行使し、国家はそれにとりた義務を負うことになった。

これらの条約が保障する自由と権利は、重要な文明的価値であり、歴史の中で、それらをもとめて多くの進歩的な人々が苦心してきたものである。それが法律となったことは、わが国の社会の人的発展を深く助けるものであろう。したがってわれわれは、チェコスロヴァキア社会主義共和国がこれらの諸条約に加わったことを歓迎するものである。

これが公開されると、あらためて緊急に思い起こされるのは、基本的な市民権のいかに多くが、わが国では、残念ながら、ただ、紙の上にとどまっているのか、ということである。

たとえば、第一の条約の第19条に保障された言論の自由など、まったくの幻である。

何万人という市民たちが、公式見解と異なる意見を持っているというだけで、職を失っている。さらに、しばしば、当局や社会団体からあらゆる差別や嫌がらせを受けている。身を守る術を奪われ、アパルトヘイトの犠牲になっている。

数十万の市民たちが「恐怖からの自由」（第一の条約の前文）を享受できない。自分の意見を表明すれば、職業などあらゆるものを失う危険と常に隣り合わせに生きなければならないからである。

第二の条約の第13条は、すべての人に教育の権利を保障するものだが、それに反して数え切れない若者たちが、ただ自分の持つ意見のゆえに、さらには両親の意見のゆえに就学の機会を奪われている。数え切れない市民たちが、みずからの信念に従って意見を表明するならば、自分または自分の子供が、教育を受ける権利を奪われるかもしれない、という恐怖と隣り合わせに生きている。

「話されたものであれ、書かれたものであれ、あるいは芸術を通して、国境にかかわらず、あらゆる情報や思想を求め、受け入れる、あるいはそれを広める権利」（第一条約の第19条第2項）を行使しようとするれば、裁判によらずして迫害され、あるいは刑法犯を口実にして、裁かれることさえある（それは現在行われている若い音楽家たちの裁判が何より雄弁に物語っている）。

言論の自由は、放送、出版、文化機関の中央が抑圧している。政治的、哲学的な意見、あるいは学問上の、芸術上の見解は、公的なイデオロギーや美学の狭い枠を少しでも逸脱するならば、公にすることはできない。危機的な社会現象を公に批判することもできない。公的プロパガンダによる真実ではない、侮辱的な非難に対して、公に反論することもできない（第一条約第17条がはっきりと保障している「名誉毀損」に対する法的保護は、現実には存在しない）。虚偽による糾弾を覆すことはできないし、裁判によってそれを正そうと試みても、無駄である。精神的・文化的創造の領域では、開かれた議論は不可能である。学問や文化に従事する人々は、つい数年前、合法的に公にできたし、率直に述べるのができた意見でも、現在の政治権力が認めないときには、その故のみ、差別的な待遇を受けることになる。

第一条約の第 18 条にはっきりと保障されている宗教的信条の自由は、恣意的な権力によって、体系的に制限されている。聖職者の活動は挫かれ、その活動は、国家が聖職者の務めに与えている同意は、常に撤回されるかもしれないという恐れとともにある。言葉や行いによって宗教的信条を表明する人々は、生活を脅かされるなど、さまざまな脅威がある。宗教教育は抑圧されている。

市民的権利を制限したり、あるいは完全に抑圧したりする機構は、国家のあらゆる機関や組織が、支配政党の政治的指令や権力をもつ個人々の決定に、實際上、服属する体制からなっている。チェコスロヴァキア社会主義共和国の憲法や、あらゆる法、法体系は、このような決定の内容、形態にも、このような決定がなされ、適用されることにも、修正を加えない。そうした決定は舞台裏で、しばしば口頭でなされ、市民たちには知られず、市民たちが制御することもできない。決定を下す人々は、自分たちと、自分たちの上下関係以外に責任を持つこともないにもかかわらず、国家の立法・行政・司法機関、労働組合や利益団体をはじめとする様々な社会団体、政党、企業、工場、研究所、役所、学校、その他に決定的な影響を及ぼす。そして彼らの指令は、法にも優先するのである。ある組織や、市民たちが、その権利や義務の解釈に際して、こうした指令と矛盾することになったとしても、中立的な機関に仲裁を求めることはできない。そのようなものは存在しないからである。こうして第一条約の 21 条、22 条（結社の権利とその活動の制限を禁ずる）、25 条（公共的なことがらに参与する平等な権利）、26 条（法の前の差別を禁じる）にある権利は、深刻に侵害されることになる。こうした状況のために、労働者その他の働く人々は、みずからの経済的社会的利害を守るために、労働組合などの組織を作ることができないし、ストライキ権を自由に行使することもできない（第二条約第 8 条第 1 項）。

「私生活、家族、居宅、通信への恣意的な介入」をはっきり禁じたもの（第一条約第 17 条）をはじめ、その他の市民的権利も重大に侵害されている。電話や居宅の盗聴、書簡の検閲、尾行、家宅捜査、密告者網の形成（密告者は不当な脅迫、または逆に約束によって獲得される）など、内務省が、ありとあらゆる手段をもって、市民生活を監視しているからである。内務省は、しばしば雇用者の決定に関与し、官庁や社会団体に差別的行動を勧め、司法機関に影響を与え、さらにメディアのプロパガンダ的キャンペーンを運営する。こうした行動は法によって統制されず、秘密で、市民はそれから身を守ることはできない。

政治的動機をもった刑法犯罪捜査の場合、捜査機関、司法機関は、被疑者の権利や弁護を侵害している。それらは第一条約の第 14 条にあるばかりか、チェコスロヴァキアの法によっても保障されているのである。監獄では、こうして刑に処された人々に対して、囚人の人間的尊厳を侵し、その健康をおびやかす、倫理的に破滅させるような扱いがまかり通っている。

第一条約第 12 条の第 2 項は、市民に出国の自由を認めている。「国民的安全の保全」（第 3 項）という名目の下で、この権利には、さまざまな容認しがたい条件が付けられている。外国人の入国ヴィザの発給にあたって恣意的な対応がなされており、たとえば、わが国で好ましからざる人物とされている人々と職業的に、あるいは個人的に交流がある、というだけの理由で、多くの外国人がチェコスロヴァキア社会主義共和国を訪れることができない。

私的な会話で、職場で、あるいは公然と（これは実際には外国のメディアに限られるが）、人権と

民主的自由が系統的に侵害されていることを指摘し、具体的な案件について是正を求める市民たちもいる。しかし、多くの場合、その声には応答がなく、捜査の対象となってしまう。

この国での市民的諸権利の擁護について責任があるのは、当然、何よりも、政治・国家権力である。しかし、責任があるのは、そればかりではない。各人もまた、全般的状況、つまり法の一部となった条約の遵守について、応分の責任を持っている。これらの条約もまた、政府だけでなく、すべての市民にそれを求めている。

責任を共にしているという感覚を持ち、市民的参加には意味があると信じ、市民的参加に新しい、より効果的な表現を模索しなければならないと考えて、私たちは「憲章七七」を創設することとした。今日、それが誕生したということここに広く宣言するものである。「憲章七七」は、さまざまな信条、さまざまな信仰、そしてさまざまな職業を持った人々の自由で、非公式の、開かれた共同体である。わが国で、そして世界で、市民的権利および人権を尊重することに、一人一人で、また共に力を尽くそうという意志が、これらの人々を結びつけている。そうした諸権利は、法となった二つの国際条約、つまりヘルシンキ会議の最終文書だけでなく、戦争や暴力、社会的抑圧や精神的抑圧に反対するそのほか数多くの国際協定が認めるところであり、国際連合の世界人権宣言にまともって表明されている。

「憲章七七」は、みずからの生と仕事とに結びついてきた、そして結びついている理念のこれからに共に懸念をもっている人々の連帯と友情から生まれたものである。

「憲章七七」は、組織ではない。規約も、常設機関も、構成員規定もない。「憲章七七」が掲げる思想に同意しその活動に参加し、これを支持する人は、だれでもその一員である。

「憲章七七」は、政治的反対活動の基盤ではない。西側、東側のさまざまな国々の市民運動と同様、公共善に資すことを目指すものである。つまり、独自の政治的・社会的改革や変革の綱領を掲げようとするものではなく、自らの活動領域の中で、政治・国家権力と建設的対話を行おうとするものである。それは特に、人権、市民的権利の侵害のさまざまな具体的事例に注意を向け、それを記録し、解決方法を提起し、人権・市民的権利とその保障を深めていくために、より一般的な提案を行い、不法によって呼び起こされた紛争状況の調停者となろうとするものである。

象徴的な名称が示すように、「憲章七七」は、それが政治犯の人権の年、と宣言された年のはじまりに成立したことを強調する。今年、ベオグラード会議でヘルシンキ宣言の達成状況が検討される。この宣言の署名者として私たちは、ヤン・パトチカ教授、ヴァーツラフ・ハヴェル氏、イジー・ハーイェク教授に「憲章七七」の代表者役を託する。代表者は、国家その他の組織に対して、私たち自身に対して、世界の世論に対して、全権をもって「憲章七七」を代表し、代表者たちが署名したものは、文章として真正なものと保証される。これに合流する人々は、私たちとともに代表者たちの協力者となり、彼らとともに必要な交渉に参加し、役割を分担し、彼らとともに責任を分有する。

「憲章七七」が、チェコスロヴァキアにおいて、すべての市民が自由に働き、自由に生きることにも貢献することを信じるものである。

1977年1月1日